[redacted]

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

[redacted]

団体情報から転記

[redacted]

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記４に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(１)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(２)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(３)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(４)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人富士山クラブ

団体代表者 役職・氏名

理事長　野口健

分類

既存採択団体

法人番号

0900-05-004492

団体コード

申請団体の住所

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖2870

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

[redacted]

担当者　メールアドレス

[redacted]

担当者　電話番号

[redacted]

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するため
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、　般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

（1）申請資格要件（欠格事由）について

（2）公正な事業実施について

（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

（4）情報公開について（情報公開同意書）

（5）JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における指導状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業　事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙１の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ．事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	新たな価値としくみで拓く地域連携コミュニティ創造プロジェクト		
	事業名（副）			
	団体名	認定特定非営利活動法人富士山クラブ	コンソーシアムの有無　なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業		
事業の種類2		①-2地域ブロック		
事業の種類3		関東ブロック（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、東京、山梨）		
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	○	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
		⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
		④ 働くことが困難な人への支援
	○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		⑥女性の経済的自立への支援
		⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
		⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.5　2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	日本人、外国人関わらず、生活困窮、病気、障がい、文化・慣習・言葉の違いなどにより、地域で暮らすなかで、孤立している子どもとその家族、若者、若年女性を支援し、彼らとつながる仕組みや居場所づくりを行う団体が地域に認知され、地域で人が出会い、つながり続けるプラットフォームの役割を持ち、地域課題の解決に取り組むことで、今後起こりうる困難な状況も乗り越えることができる地域力が生まれる。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.3　2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	人口減少、少子高齢化、過疎化に向かう地域でも、孤立することなく、その地域で資源循環、共生できるしくみづくりを行う。
_13.気候変動に具体的な対策を	13.1　全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	民間団体の居場所やプラットフォーム機能が、災害時の行政や社協の公的災害支援体制を補完する民間連携支援体制となる。

_16.平和と公正をすべての人に	16.7　あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	こども、若者、女性の地域での存在意義や権利が、地域全体で認識され、地域課題を解決に主体的に参画できることが、地域課題解決につながる。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	地域での多様なステークホルダーとの連携、多様な主体との協力を通じて、人がつながる持続可能な地域社会として存続する。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	135/200字
地球環境の悪化は、貧困、不平等・格差、気候変動、災害など、社会の諸課題を生む原因となっている。自然環境と、そこで暮らす人や地域の社会環境改善の取り組みを通じて、地域の循環共生と地域共生社会の実現、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的として活動している。	

(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
地域の環境課題、社会課題の解決のため、多様な主体と協働連携し、のべ1,700人（2024年実績）のボランティアとともに、実践活動、政策提言を行っている。地域の市民活動の促進、支援のため、市町村の中間支援組織と協力し、研修やWSを実施。休眠預金活用事業では、2020年通常枠草の根活動、2023年コロナ等対応支援枠の資金分配団体として、山梨県内の10民間団体の伴走支援と民間団体ネットワークを形成。	

Ⅱ.事業概要

国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です

実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	山梨県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	山梨県内の日本人、外国人関わらず、生活困窮、病気、障がい、文化・慣習・言葉の違いなどにより、地域で暮らすなかで、孤立している子どもとその家族、若者、若年女性					(人数)	1地域　300人×５～7地域　2000人程度	
最終受益者	県内居住者（二拠点生活者を含む）					(人数)	80万人	

事業概要 740/600字	【事業の目的】 ・家族構造の変化や住民構成や関係性の変化によって変容する地域コミュニティを、多様な新たなつながりをつくる団体が核となり、地域を再生・活性化し、地域のつながりのハブ、プラットフォーム機能を持つ。 ・次世代に新たな価値やしくみをつなぎ定着できる、持続可能な地域コミュニティを目指し、地域の（公益市民活動）の担い手を育てる。 ・新しい価値観やしくみを活用し、地域に働きかけることによって、社会的孤立や生きづらさを感じている、こども、若者、女性への支援を行い、社会との接点、人とのつながりの中でのエンパワメントを高める。 ・地域に根差した民間団体として、地域の多様な主体との連携を通じて、地域の人々を支え、地域の人々に支えられる団体として存在している。 【事業の内容】 ・多様な支援を提供できる居場所を整える 自団体の強みや専門性を生かしながら、他団体や複数機関と連携協働し、資源や知見を共有・活用、重層的、複合的に支援できる居場所づくり、地域のつながり、出会いの場づくり。 ・新たな価値観やしくみで、地域コミュニティを活性化する 新たなつながりづくり、社会との接点づくり、しかけで社会的孤立を解消する。地域でのウエルビーイングな暮らしを支える地域コミュニティのつながりを生む場と機会を提供する。 ・ソーシャルセクターの担い手（団体）の育成 組織・財政基盤、活動（事業）運営・改善を伴走支援し、自立した組織運営と継続できる支援活動の担い手を増やし、支援対象者への支援の量と質を底上げしていく。 担い手の活動を支援できる人材育成と地域コミュニティ支援の（中間支援）環境を整備していく。 ・地域に風を起こす 新しい価値やしくみを地域に導入、挑戦的、新手法での取組みを支援する。

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	896/1000字

山梨県の現状と課題
①人口減少や過疎化で、地域のつながり、関係性が希薄になってきている。
　地縁団体である自治会の地域での機能が限定的になっている。役員のなり手がない、メリットがないなどで自治会解散傾向がある。
　それに代わる市民団体や民間団体が少ない、あっても地域のなかで認知されていない。
⇒地域でつながる最初の一歩、きっかけとなる、出会う場、顔見知りになる場、対話の場や地域活動の機会が求められている。
　・人口が８０万人を割り、2000年と比べて11.2%減少さらに人口構成も約3人に1人が高齢者（全国に比べて高齢化率が高い）
　・子どもの出生数は5,000人を下回り、減少傾向
　・転入超過に関わらず、人口減少
　　移住者も多く、転入超過の主因は外国人だが、２０代女性の転出は毎年1,000人を超える
　・女性県議会議員の数は全国最低（２人）
　・山梨県　山（森林）78%　甲府地域を除くと、地域が分散しており、災害時には孤立する集落がある
②人の流動化があまりなかった地方では、価値観や固定観念に縛られ、変化を好まない。
　課題を認識していても、新しい担い手がいない、担い手になれない、革新的手法が導入できない。
⇒地域の担い手の育成が求められている。
⇒新たな価値感の受け入れ、新たなしくみづくりでの地域づくりが求められている。
　・男女格差、役割の固定化
　・こうあるべき、こうすべき固定観念、社会制約、地域の価値観
　・つきたい仕事や社会参加の機会がない、限られている
　・地元育ちでない移住者や外国人が、地域に受け入れられにくい（自治会に入れない、文化や言葉の問題から疎外される、孤立してしまう）
③支援サービスの選択肢が限られ、支援が届けにくい、支援を受けにくい。
⇒地域に信頼され、多様な支援の提供や継続した事業運営ができる民間団体の存在が求められている。
　・地域の公的支援サービスが限られている、相談場所が限られいる。
　　地域の人に知られたくない、噂されたくないなどの理由で、生きづらさや困難を抱えた子どもやその家族、女性らが相談や支援を求めることをためらう。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況　259/200字

・一律的な取り組み手法　「自治会に入りましょう」との呼びかけのみ、地域づくりなどの講演会や研修は関係者の動員で、ターゲットとなる対象者の参加が少ないなど、チラシを〇枚配りました、〇人参加しましたで終わってしまい、地域の変容が起こりにくい。
・縦割りで柔軟な対応が行いにくい　組織上の制約もあり、窓口がワンストップで対応できず、相談や支援を受けるのに、時間がかかる。前例がないことには応じることがほとんどない。
・外部コンサルによる企画書、計画書が採用されがち　地域住民の声を反映するしくみや対話の場が設定されていない。

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況　271/200字

過去の草の根活動支援では子ども・若者が自ら課題を解決する力を持てる地域づくり事業として、地域資源を活用し、多様なステークホルダーとの連携により、地域での複数のコミュニティ・居場所づくりの伴走支援を行い、団体の基盤強化も実施した。コロナ対応支援枠では、支援対象者とつながる、つながり続ける、支援を届けることを目標に、困難を抱えるこども、その家族、若年女性をターゲットに、新しい支援のしくみや多様な支援のしくみの導入と実践、地域連携を強化深めることでの活動波及、活動を発展させ、事業の継続のために、事業終了後も必要に応じて相談や助言を行っている。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義　180/200字

資金分配団体が設定したアウトカムを実行団体と共有し目標達成を認識し、実行団体それぞれの活動を実践するとともに、実行団体相互の学び合いや連携で重なり合った成果を生み出すことができること。
地域の社会課題解決に取り組むうえで、行政や企業のパートナーとなれるように、地域で認知され、信頼性を担保する、組織基盤の強化やガバナンス・コンプライアンス体制が整備できること。

Ⅳ.事業設計

(1)中長期アウトカム
実行団体が地域に根差した民間団体として、地域で人がつながるハブとして、またつながりの場と機会を提供するプラットフォームとなり、多様な主体との連携を通じて、地域の担い手が育ち、持続可能な地域での暮らしに貢献する。地域のステークホルダーが、地域に不可欠な団体として実行団体を認知し、団体を支えるリソースとなっている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体が100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地域において、多様な主体が出会い、学び合い、つながる場が生まれている。		居場所や場となる拠点が整備され、つながりの関係性が可視化されている。	0		居場所や拠点ができている。 つながりが可視化されている。 場が生まれるまでの進捗が記録され、公開されている。
実行団体が、地域で暮らす人々に必要な支援を提供している、または必要な支援につなげるしくみ（人材、手法）ができている。		支援プログラムの実施内容（回数、程度） 支援の事例（数、内容）	0		支援プログラムが実施され、成果がみえている。20事例以上。
支援対象者がボイスレス、パワーレス状態から抜け出そうとするきざしが見えている、またはその状態が見えている。		支援対象者の意識の向上、生活の改善、社会生活の参加度合	活動開始時の状態		開始時より3割向上
地域の担い手として主体的に行動できる人材育成ができている。		担い手人材の成長度合いと数	活動開始時の状態		地域の担い手として認知され、信頼されている。20人以上。
地域の多様な主体との連携を通じて、地域の人々を支え、地域の人々に支えられる団体として認知されている。		地域の理解度、リソース提供度合い	活動開始時の状態		開始時より3割向上

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団体が100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態

実行団体の組織基盤や財政基盤が強化され、持続可能な組織体制になっている。		活動継続のための組織体制の改善、財政基盤強化の度合	活動開始時の状態		ガバナンスの強化、コンプライアンス順守のための体制整備が進んでいる。 出口戦略が立てられ、その計画が実行されている。
多様なステークホルダーが参画し、地域での連携が生まれる環境となっている。		連携しているステークホルダーの可視化、関わり度合い	活動開始時の状態		ステークホルダーの関わりがの深化し、連携が活動に活かされている。
行政組織や地縁団体の機能を補完する、または代替する組織と機能を持つ団体として、地域から実行団体が認知され、評価されている。		地域の理解度、評価度合い	0		地域を支え、地域から支えられる（支援やリソースの提供など）団体となっている。
団体担当者、活動に関わる人らのスキルアップ、意識の向上、行動の変化が起きている。		その人が団体や周囲に及ぼした影響や行動の実践事例	0		それぞれの人の成長事例が生まれ、相互の学びとなっている。

(3)-1 活動：資金支援　※資金分配団体入力項目	時期	
居場所や拠点を整備する。 地域の出会い、交流、活動の場として十分な機能やバリアフリー化など、だれもが安心、安全に過ごせる場所として整備 災害発生初期時に、公的施設の代替として、支援対象者を受け入れられる場所として整備	2025年12月～2029年1月	108/200字
団体が提供できる支援サービスの拡充のため、先行事例や優良事例の視察、専門家の助言や制度のしくみを学ぶ機会を提供する。	2025年12月～2029年1月	58/200字
団体に関わる人材のスキルアップや意識向上のための研修やワークショップの機会を提供する。	2025年12月～2029年1月	43/200字
地域の多様な人が団体の活動に参画する機会を提供する。	2025年12月～2029年1月	26/200字
その地域の課題解決に向けて、地域のつながりと地域の人々の主体的な行動を生むことにつながる、イベントやボランティア活動を企画し、実行する。	2025年12月～2029年1月	68/200字

活動分野を同じくする民間団体とのネットワークづくりを行い、団体間の学び合いと情報発信を行う。	2025年12月～2029年1月	46/200字
地域だけでなく、県内での成果共有、団体の活動認知や評価のため、活動プロセスや実践事例の情報発信（HP、SNS、冊子、ニューズレターなど）	2025年12月～2029年1月	68/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
組織基盤や財政基盤強化のために、専門家や全国的な中間支援団体による研修、ワークショップを行う。 活動実践、活動改善に向けて、専門家による研修やワークショップを行い、団体人材のスキルアップを促進する。	2025年12月～2029年1月	99/200字
多様なステークホルダーと連携できるよう、行政、企業、大学、シンクタンクとの対話や意見交換の機会を提供する。	2025年12月～2029年1月	53/200字
連携協働の可能性がある企業や民間団体のマッチングを行う。	2025年12月～2029年1月	28/200字
当団体の会員企業（コンサルテーション、マスコミ）のプロボノ協力により、事業改善、出口戦略、広報・情報発信の相談や助言を行う。	2025年12月～2029年1月	62/200字
過去の県内休眠預金活用事業の実行団体（先輩団体）を含め、実行団体間での学び合いの機会を提供する。	2025年12月～2029年1月	48/200字
メディア、行政、関係団体に向けて、実行団体の活動や成果の情報提供、情報発信を定期的に実施、取材や講演のコーディネートを行う。	2025年12月～2029年1月	62/200字

Ⅴ.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	当団体のWEBサイト、SNSはもとより、実行団体のHP、SNSとの連携した情報発信のほか、県や県社協などの情報発信プラットフォームを通じた定期的な広報を実施する。県内マスコミ20社への定期的なプレスリリースやニューズレターの配信、地域担当記者への個別情報提供、取材要請を行う。（23年度コロナ対応支援枠では全実行団体がメディアに複数回取り上げられた実績あり） 活動成果発表会（中間、事業終了時）、報告書のステークホルダーへの配布により、広く一般に向けた広報活動を行う。	234/200字
連携・対話戦略	県内で4年間の資金分配団体実績で生まれた、信頼関係と個別または集合しての対話機会を活用し、行政（県や市町村）、県内外企業、民間組織（シンクタンク、大学、県社協など）、実行団体の活動を通じて構築されている、教育、子育て、福祉分野の公益民間団体のネットワーク、休眠預金事業先輩実行団体の協力を得て、地域の公益民間活動底上げ、担い手育成につながる連携体制と直接対話の機会をさらにつくる。	190/200字

Ⅵ.出口戦略・持続可能性について　　助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	休眠預金活用事業を通じて生まれた、行政、企業、民間組織、市民団体の連携やネットワークの関係性を深め、行政の民間中間支援センターと連携・協力をしながら、地域の社会課題解決に取り組む公益民間活動団体を支援する中間支援組織の立ち上げまたはその機能を持つ団体への人的リソース（育成したPO人材や経理などのバックオフィス担当人材）やノウハウの共有、提供を行い、山梨県でのソーシャルセクター支援機能を強化する。公益民間団体を資金面で支援するコミュニティ財団の立ち上げ準備も県内で始まっており、準備会メンバーに当団体の休眠預金事業のPOとして関わってもらうなど、伴走支援のスキルアップをOJTで実施している。	298/400字
実行団体	社会的信頼を得ることができ、自律した活動ができる組織を目指して、休眠預金活用事業実施期間中に、組織基盤、財政基盤、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行うとともに、団体の理事、職員、スタッフ、ボランティアなどが参加できる、組織・財政基盤強化、政策提言、ファンドレイジングなどの研修を行い、、働きかけの実践を助言・指導する伴走支援を行う。助成金や協賛企業の紹介、マッチングを支援し、資金の獲得の支援を行う。持続可能な地域づくりのために、地域に根ざし、地域になくてはならないリソースとなることを目標とし、本事業に取り組む。	261/400字

Ⅶ.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	317/800字
休眠預金活用事業 ・2020年度通常枠草の根活動支援　（甲信地域コンソーシアム）甲信地域支援と地域資源連携事業（子ども・若者が自ら課題を解決する地域づくり） 実行団体５団体　5事業　（山梨県３事業、長野県2事業）　実行団体への助成総額　7500万 ・2023年度コロナ対応支援枠　悩みや困難を抱えた子どもと家族のための地域連携支援プログラム（こども、子育て、教育、若年妊婦への支援） 実行団体7団体　7事業　（山梨県内7事業）　実行団体への助成総額　3,000万 山梨県10団体は、行政の施策として予算化、行政や市社協との連携事業、新たな助成金や企業からの寄付・協賛金の獲得を得て、こども、若者、女性への支援活動を継続している。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	265/800字
県内実行団体へのヒアリング、実行団体と関係する団体や支援者、支援対象者へのヒアリングやアンケート結果、行政や教育・福祉団体の申請事業分野担当者との懇談や意見交換、新鮮事業分野を専門として研究している県立大の教授との意見交換を通じて、ニーズ調査、現状把握を実施した。 当団体が資金分配団体として関わった県内10団体と長野県1団体間で、資金分配団体の機会提供や相互交流のなかで、それぞれの団体の活動情報の共有、相互での学び合いを行っており、団体間で協働しての活動や、事業改善や発展のために相互で助言やノウハウの提供などが行われている。	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5～７団体	
(2)実行団体のイメージ	県内で、日本人、外国人問わず、子ども支援、若者支援、女性支援、地域づくりに関わっている団体、活動実績が3年以上ある団体 地域食堂＋居場所、フリースクール＋居場所、子育て支援・相談＋居場所、教育＋ボランティア活動、体験活動＋居場所、食支援・学習支援＋居場所 ※居場所＝その地域において多様な多世代な人々の出会いと学び合いの場となることを想定	169/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1,000万～2,000万	13/200字
(4)案件発掘の工夫	県内休眠預金活用事業実行団体経験のある10団体の各活動分野	29/200字

Ⅸ.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制･･･内部6名、外部2名 ・マネジメント体制･･･本事業担当理事3名、統括PO（事業統括）1名による、定例事業運営委員会を置く ・経理体制･･･経理主担1名、補佐１名 ・PO体制･･･統括PO（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、実行団体付PO（実行団体の伴走支援、評価）4名 ・評価体制･･･[redacted] ※実行団体付POは、2人は過去に当クラブで休眠預金事業PO経験者であり、新たに2人は県内中間支援、市民活動伴走支援経験者を採用する。	270/300字

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	5	名	新規採用人数（予定も含む）	2	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
			既存PO人数	3	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	本事業については、理事3人と統括POにより構成する事業運営委員会を設置、事業運営、進捗管理、予算管理当等を行い、理事会にて報告する。コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス担当理事、コンプライアンス委員会が設置され、定期的に理事会へ不正行為や違反事例がないかどうか報告されている。	142/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし	

資金計画書

バージョン 1
（契約締結・更新回数）

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/01 ～ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	新たな価値としくみで拓く地域連携コミュニティ創造プロジェク	
	団体名	認定特定非営利活動法人富士山クラブ	

		助成金
事業費		105,846,000
	実行団体への助成	90,000,000
	管理的経費	15,846,000
プログラムオフィサー関連経費		27,825,000
評価関連経費		9,760,000
	資金分配団体用	5,260,000
	実行団体用	4,500,000
合計		143,431,000

資金計画書資料　①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	2,430,000	34,472,000	34,472,000	34,472,000	105,846,000
実行団体への助成		30,000,000	30,000,000	30,000,000	90,000,000
–					
管理的経費	2,430,000	4,472,000	4,472,000	4,472,000	15,846,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,935,000	8,000,000	8,000,000	7,890,000	27,825,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,080,000	4,992,000	4,992,000	4,992,000	17,056,000
その他経費	1,855,000	3,008,000	3,008,000	2,898,000	10,769,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	660,000	2,260,000	2,705,000	4,135,000	9,760,000
資金分配団体用	660,000	760,000	1,205,000	2,635,000	5,260,000
実行団体用		1,500,000	1,500,000	1,500,000	4,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	7,025,000	44,732,000	45,177,000	46,497,000	143,431,000

資金計画書資料　②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,500,000	97.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	1,250,000	内部留保	C:調整中	
2027年度	500,000	寄付、助成金	D:計画段階	
2028年度	750,000	寄付、助成金	D:計画段階	

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			富士山クラブ	
郵便番号			401-0332	
都道府県			山梨県	
市区町村			南都留郡富士河口湖町西湖	
番地等			2870	
電話番号			0555-20-4600	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.fujisan.or.jp/	
		その他のWEBサイト(SNS等)	https://www.fujisan.or.jp/Action/post_4.html	
			https://www.facebook.com/Fujisanclub/?locale=ja_JP	
			https://x.com/fujisanclub	
設立年月日			1998/11/21	
法人格取得年月日			1999/11/12	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ノグチケン
	氏名	野口健
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数［人］			14
	理事・取締役数［人］		13
	評議員［人］		0
	監事/監査役・会計参与数［人］		1
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			8
	常勤職員・従業員数［人］		4
		有給［人］	4
		無給［人］	0
	非常勤職員・従業員数［人］		4
		有給［人］	4
		無給［人］	

事務局体制の備考	事務局長が経理担当を兼ねているので、決済責任者は理事長が任命した理事がその職務を務める。（理事会承認済）

(5)会員

団体会員数［団体数］	41
団体正会員［団体数］	20
団体その他会員［団体数］	21
個人会員・ボランティア数	459
ボランティア人数(前年度実績)［人］	1667（延べ人数）
個人正会員［人］	201
個人その他会員［人］	258

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	
経理担当者　氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数［件］	7件
申請前年度の助成総額［円］	3000万円
助成した事業の実績内容	休眠預金活用事業23年度コロナ支援枠にて、山梨県内のNPO３団体、社会福祉法人1団体、一般社団法人1団体、任意団体2団体、計7団体を助成。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	セブン-イレブン記念財団　地域連携環境活動 COSMOエコ基金　森づくり活動 関東地域づくり協会　地域連携協働活動　等

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択		
2	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
2					
2					
2					
2					
2					
2					
2					
2					
2					
2					
2					
2					

規程類必須項目確認書（社団・財団・NPO法人等）

2023/11/2版

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	新たな価値としくみで拓く地域連携コミュニティ創造プロジェクト
団体名：	認定特定非営利活動法人富士山クラブ
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック　※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	（参考）JANPIAの規程類	提出時期（選択）	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程		.	.	.
（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第25条
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条第2項第3号、第26条
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第26条
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第24条、29条
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第31条
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第30条第2項第4号
● 理事の構成に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。		.	.	.
（1）理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条
（2）理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条
● 理事会の運営に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。		.	.	.
（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第34条、理3条
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第35条、理4条
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第34条、35条、理4条
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第36条、理5条
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第33条、38条、理3条
（6）決議 （過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第38条、理8条
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第40条、理10条
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定第39条、理7条
● 理事の職務権限に関する規程		.	.	.
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3～5条、別表
● 監事の監査に関する規程		.	.	.
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条～5条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程		.	.	.
（1）役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
（2）報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	職場におけるハラスメントの防止に関する規定	第1条～8条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条、7条、9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条～4条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第8条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第36条、37条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第8条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第4条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第14条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第7条、10条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第11条～24条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、23条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第8条～14条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第24条～30条

(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第15条～21条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第38条～40条